

議案第85号

芽室町社会体育施設等指定管理者の指定の件

芽室町社会体育施設等の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 芽室町社会体育施設等

所 在 地 芽室町東3条8丁目1番地ほか

2 指定管理者

所 在 地 芽室町東6条10丁目2番地

名 称 芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体

代表者名 芽室ビル管理株式会社 代表取締役 山瀬 雅宏

3 指定期間

令和3年4月 1日から

令和8年3月31日まで

説 明

指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

1 指定管理候補者として選定した者

芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体

2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
社会体育施設等	
・芽室町総合体育館	芽室町東3条8丁目1番地
・芽室町勤労青少年ホーム	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室町温水プール	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室町健康プラザ	芽室町西3条南6丁目1番地
・芽室町サッカー場	芽室町東6条南1丁目1番地
・芽室公園	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室南公園	芽室町西3条6丁目1番地
・南多目的運動公園	芽室町新生南6線23番地
・芽室西運動広場	芽室町芽室南3線25番地
・美生川河川敷公園	芽室町東8条3丁目1番地1地先
・芽室霊園緑地公園	芽室町芽室南3線24番地3
・東工北1公園	芽室町東芽室北1線4番地20

3 応募団体

団体名	所在地
芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体	芽室町東6条10丁目2番地13

4 選定経過

募集	・非公募による募集
第1回選定委員会 (令和2年11月16日)	・募集経過、結果報告、応募者提案内容の説明 ・評価方法の審議、事業者ヒアリング、書面審議
最終確認 (令和2年11月19日)	・選定評価、結果報告書の確認

5 審査の方法について

- (1) 当該施設の指定管理者制度導入の目的、意義を踏まえた評価に努めた。
- (2) 民間人を選定委員に委嘱し、公平性とより広い視野での評価に努めた。
- (3) 以下の表のとおり審査項目と審査の視点を設定し評価を行った。
- (4) ヒアリングを実施し、提案内容について書面のみでは確認できない部分や熱意を直接聞き取り、提案者の真意・意図を正確に把握するよう努めた。
- (5) 審査項目ごとに配点及び基準点の設定を行い、各委員の付点を平均して総合点数を算出した。

審査項目	審査視点項目	点数
(1)理念・認識	①利用者の視点に立った理念・目標を持っているか。	10
	②公共施設として平等性に配慮されているか。	10
(2)サービス向上、 施設効用の最 大限発揮	①サービス向上策	15
	②自主事業	10
	③接遇の指導・向上	10
	④利用者への情報提供の考え方	10
(3)施設の適切な 維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容	5
	②人員配置・体制(危機管理含む)	5
(4)管理経費の縮 減	①管理経費縮減策について	5
	②事業費の妥当性	5
(5)地域住民の意 見の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決	15

6 評価結果について

審査	芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体
総合点数	70.83点/100点
<p>【評価方法】</p> <p>審査視点項目ごとに付点する。項目ごとの点数はその重要度に応じ5から15点とし、その6割の3、6、9点を基準点とした。</p> <p>全項目の合計は100点（基準点合計は60点）であり、各委員の評点の平均点を総合点数として決定した。なお、総合点数が基準点である60点に満たない場合は選定しないこととしている。</p>	

7 選定の理由について

芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体のうち芽室ビル管理株式会社及び十勝広域森林組合は、これまでの15年間共同企業体として社会体育施設等の指定管理業務を担っており、また、毎年度実施している事業評価においても一定水準の評価を受けている。加えて株式会社オカモトについても複数の指定管理施設の運営実績があり、今後についても安定した管理運営が期待できる。

次年度以降の業務に係る提案については、これまでの管理実績を踏まえた上で利用促進・利用者増に向けたサービスの向上や各年齢層に合せた講座や教室の開催が提案されており、今後も良好な運営が期待される。施設運営に必要な専門的知識、技術、技能、免許を必要とする人材も適正に配置される計画であり、研修による技術の向上にも積極的に取り組む姿勢が伺える。利用者や体育関連団体からの意見を取り入れる体制も整うものと判断する。

今回の選定に係る指定期間5年間のうち、3年目からは新たに整備する水泳プール下での指定管理となる。新プール開設に向けた人員体制の提案など、その意識・姿勢は伺えるが、新たな施設に対する期待は非常に高いものであり、新プールの供用開始に向けて当該施設も含め社会体育施設等が一体となって、これまで以上に町民の健康増進に資する施設として供用開始からその効果を最大限発揮できるよう業務に臨みたい。

以上審査の結果、指定管理者としてふさわしいと判断されることから指定管理者の候補となる者として芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体を選定した。

8 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	佐野 寿行	副町長
委 員	橋本 正常	民間人有識者
委 員	島影 由里香	民間人有識者
委 員	若狭 富美子	民間人有識者
委 員	安田 敦史	総務課長
委 員	佐藤 季之	企画財政課参事